

夢のみずうみ村防府デイサービスセンター重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	株式会社 夢のみずうみ社
法 人 所 在 地	〒753-0801 山口市中尾木乃 787 番地 1
電 話 番 号	083-995-2820
代 表 者 氏 名	代表取締役 片山 勝彦
設 立 年 月	平成 17 年 10 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所介護相当サービス）
事業所の名称	夢のみずうみ村 防府デイサービスセンター
事業所の所在地	〒747-0835 防府市大字西浦 2429 番地 1
連絡先	電話：0835-39-2201 FAX：0835-39-2202
管理者氏名	管理者 濃口 雅世
指定年月日	平成 17 年 10 月 1 日
事業所番号	3570601025
定員	85 人
通常の実施地域	防府市の地域

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	リハビリをして以前のような自分の体に近づきたい、動かしたいという願いを果たせる援助をします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・お宅での日常生活動作（食事・排せつ・入浴・整容・更衣など）がうまくいっているかを重視します。・生活を楽しんでいるかを絶えず気かけます。・すべてのことがらをご自分でお決めいただきます。・何とか、立って動作できないか考えます。・訓練は「生活を楽しむ」「生きている喜びを味わう」ために行います。・「からだほぐしリハビリ」「こころほぐしリハビリ」「自分再発見リハビリ」「元気づくりリハビリ」「生活能力再確認リハビリ」を行います。・お一人ずつ、どういう状態なのかをリハビリテーションの専門家がチェックさせていただきます。

4. 営業時間とサービス提供時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日、年末年始12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後17時30分
提供時間	午前9時10分から午後16時20分
要支援1・要支援2 利用頻度：半日利用	午前9時10分から午後12時30分 午後13時15分から16時20分

※ 電話連絡（お休み等）につきましては、朝8時以降17時30分迄にお願い致します。
日曜日のご連絡につきましてはご対応致しかねますのでご了承ください。

5. 職員の体制

	勤務形態・人数	職務内容
管理者	常勤1名（看護職員と兼務）	管理業務
看護職員	常勤2名 非常勤2名 （機能訓練指導員と介護職員と兼務）	看護業務
生活相談員	常勤4名（介護職員と兼務）	相談業務
機能訓練指導員	常勤2名（介護職員と兼務）	機能訓練業務
介護職員	常勤19名 非常勤3名 （内兼務8名） （内兼務2名）	介護業務
事務員	非常勤1名	事務業務
給食職員	非常勤6名（内1名介護職員と兼務）	給食業務

※上記の職員数は、利用人数及び事業を進める上で変動する場合があります。

6. 利用料

【介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業】

要介護区分	要支援1	要支援2
サービス利用料 （1月あたり）	1,798円（1割負担）	3,621円（1割負担）
	3,596円（2割負担）	7,242円（2割負担）
	5,394円（3割負担）	10,863円（3割負担）

	項目	1割負担	2割負担	3割負担
加算	サービス提供体制加算 I 1（支援1）	88円/月	176円/月	264円/月
	サービス提供体制加算 I 2（支援2）	176円/月	352円/月	528円/月
	科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
	介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月の利用料金 9.2%	1ヶ月の利用料金 9.2%	1ヶ月の利用料金 9.2%
	中山間地域等に居住する者	1ヶ月の利用料金 5%	1ヶ月の利用料金 5%	1ヶ月の利用料金 5%

事業所が送迎を行わない場合	-47 円/片道	-94 円/片道	-141 円/片道
---------------	----------	----------	-----------

※制度の改正などで変更になる場合がございます。

【要介護】

要介護区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料 (1日あたり) 7時間～8時間未満	607 円 (1割負担)	716 円 (1割負担)	830 円 (1割負担)	946 円 (1割負担)	1,059 円 (1割負担)
	1,214 円 (2割負担)	1,432 円 (2割負担)	1,660 円 (2割負担)	1,892 円 (2割負担)	2,118 円 (2割負担)
	1,821 円 (3割負担)	2,148 円 (3割負担)	2,490 円 (3割負担)	2,838 円 (3割負担)	3,177 円 (3割負担)

	項目	1割負担	2割負担	3割負担
加算	入浴介助加算Ⅰ	40 円/日	80 円/日	120 円/日
	入浴介助加算Ⅱ	55 円/日	110 円/日	165 円/日
	個別機能訓練加算Ⅰロ	76 円/日	152 円/日	228 円/日
	個別機能訓練加算Ⅱ	20 円/月	40 円/月	60 円/月
	サービス提供体制加算Ⅰ	22 円/日	44 円/日	66 円/日
	ADL維持等加算Ⅰ	30 円/月	60 円/月	90 円/月
	科学的介護推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月の利用料金 9.2%	1ヶ月の利用料金 9.2%	1ヶ月の利用料金 9.2%
	中山間地域等に居住する者	1ヶ月の利用料金 5%	1ヶ月の利用料金 5%	1ヶ月の利用料金 5%
	事業所が送迎を行わない場合	-47 円/片道	-94 円/片道	-141 円/片道

※制度の改正などで変更になる場合がございます。

7. その他の費用

昼食代	1食	730 円	プリンタ使用 1枚	B4サイズまで(白黒)	10 円
	※キャンセル料	350 円		B4サイズまで(カラー)	40 円
料理教室	1回	300 円		A3サイズ(白黒)	20 円
パン作り	1回	250 円		A3サイズ(カラー)	80 円
陶芸	100g	200 円		写真L版	15～25 円
お持ち帰り弁当	1食	580 円		写真A4	200～320 円
つり代	1回	150 円		はがき	15 円

ユーメ袋	紛失・交換の方：250円		はがき（写真入り）	20円
マスク	1枚	20円	紙パンツ	1枚 100円
新規利用の方 （初回月のみ）	初回準備費用	1,000円	パット	1枚 50円
弁当の袋	1袋	5円	パンの袋	1袋 3円
洗濯代	1回	100円		
送迎費 （実施地域外のみ）	周南市 1日	300円	送迎費 （実施地域外のみ）	秋穂 50円
	小郡・阿知須・徳地・ 深溝・江崎 1日	150円		小鯖・陶・鑄銭司 1日 100円

※ キャンセル料について

利用日の前日から当日にご連絡頂いた場合、理由の如何に関わらず昼食代のキャンセル料が発生致します。事前に決まっているお休みについては2営業日前までにご連絡ください。

電話対応時間につきましては『4. 営業時間とサービス提供時間』をご確認ください。

※ 持ち物への名前の記入

多くの方のご利用があります。全ての持ち物に名前の記入をお願いいたします。

※ その他

新型コロナウイルス感染予防・誤嚥予防・食中毒予防等の為、飲食物のお持ち込みや他者への食物を配布することはご遠慮ください。

8. 緊急時の対応

対処方法	利用中において、緊急の事態が発生した場合は、協力医又は必要に応じて受診医療機関の主治医に連絡、または、救急搬送するなど必要な措置を講ずるほかご家族へ連絡を行います。
利用者のかかりつけ 医療機関	医療機関名 () 主治医 ()
緊急連絡先①	氏名 () 続柄 () 電話番号 ()
緊急連絡先②	氏名 () 続柄 () 電話番号 ()

9. 事業所の協力医療機関

医療機関名	渡辺内科・呼吸器科	診療科	内科・呼吸器
所在地	山口県防府市平和町12番地1号		
代表者	渡辺 正実	電話番号	0835-23-1955

10. 非常災害時の対策

対応方法	サービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など、適切な措置を行います。また、管理者は、非常災害に関する具体的計画を
------	--

	立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を行います。
平時の訓練	非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的（年1回以上）行います。

1 1. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延の防止できるよう、下記に措置を講じます。

- (1) 従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催
- (4) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (5) 感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 2. 業務継続に向けた取組み

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. ハラスメントの防止対策

ハラスメントに対するために事業所は、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職場におけるハラスメント防止の取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 職員に対するハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) ご利用者やその家族等から、暴言・暴力・ハラスメント行為があった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

1 4. 秘密の保持

秘密の保持	<ol style="list-style-type: none"> ① 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。 ② 事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。 ③ サービス担当者会議などにおいて、サービス計画を作成するなどのために限り、利用者および利用者の家族の個人情報を用います。
-------	--

1 5. 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

① 苦情等申立先

当事業所受付窓口	苦情解決責任者 管理者 濃口 雅世 窓口担当者 石田 直美・齋藤 恵子・齋藤 隆子・井上 孝 受付日 月曜日から金曜日（ただし年末年始を除く） 受付時間 午前8時30分から午後17時30分 電話番号 0835-39-2201 F A X 番号 0835-39-2202
主な公共機関相談窓口	山口県国民健康保険団体連合会

	山口市朝田 1980-7 電話 083-995-1010 防府市高齢・障がい福祉課 防府市寿町7番1号 電話 0835-25-2979
第三者委員	当事業所では第三者委員設置し、常に相談、助言が受けられる体制をとっています。

②虐待防止に関する窓口

虐待防止に関する窓口	虐待防止責任者 管理者 濃口 雅世 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に上げるとおり必要な装置を講じます。 (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。 (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。 (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しております。 (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、防止策を講じるとともに、速やかに市へ報告します。
------------	--

16. 特記事項

特記事項	<p>夢のみずうみ村には、リハビリテーションの効果を高めるため、以下のような障壁（バリアー）があります。</p> <p><u>階段、段差、多動な子どもの往来などによる転倒の危険、</u> <u>火、機械、道具を使う危険、長い廊下、狭い通路</u> など</p> <p>ご家庭や外出時において遭遇される可能性のある、これらの危険性を克服するための方法を体験・学習して頂くことをねらって、意図的に、障壁（バリアー）のある環境設置をしています。リハビリ上最大限の配慮は致しますが、不幸にして事故が発生した場合、またはその他の緊急事態が生じた時は、直ちに応急措置や医師・救急への連絡を行います。併せて、速やかに管理者への連絡を行い、ご家族、担当ケアマネージャー及び県、市町村等へも適切な連絡を致します。</p> <p>また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとしします。</p>
事業所加入保険	保険名：損害保険ジャパン 居宅サービス事業者賠償責任保険 ウォームハート 補償内容：身体・財物共通 1 事故限度額 1 億円 管理財物 1 事故限度額 150 万円 内現金等 15 万円